

# 短期社債振替制度に係る業務処理要領第1.6版 新旧対照表(2022/8/1)

## 第1章 総則

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

## 第2章 短期社債に係る発行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

## 第3章 短期社債に係る振替手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	3	1	1	変更	※ 振替法第86条に基づく証明書の交付又は差押え等により凍結されている残高(以下「凍結分残高」という。)については、振替申請を行うことができない。	※ 社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の交付又は差押え等により凍結されている残高(以下「凍結分残高」という。)については、振替申請を行うことができない。	1. 備考欄

## 第4章 短期社債に係る抹消手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	4	7	18	変更	(2) 振替法第86条に基づく証明書の取扱い又は短期社債の銘柄が差押え等を受けた場合の対応 機構は、短期社債の銘柄が振替法第86条に基づく証明書の交付又は差押え等の対象となった場合には、当該短期社債の銘柄の償還に係る処理を停止する。	(2) 社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の取扱い又は短期社債の銘柄が差押え等を受けた場合の対応 機構は、短期社債の銘柄が社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の交付又は差押え等の対象となった場合には、当該短期社債の銘柄の償還に係る処理を停止する。	7. (2)
2	4	7	19	変更	※ 振替法第86条に基づく証明書の取扱いの詳細は、「振替法第86条に基づく証明書の取扱い(別紙4-1)」を、短期社債の銘柄が差押え等を受けた場合の詳細は、「短期社債が差押え等を受けた場合の取扱い(別紙4-2)」を参照。	※ 社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の取扱いの詳細は、「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の取扱い(別紙4-1)」を、短期社債の銘柄が差押え等を受けた場合の詳細は、「短期社債が差押え等を受けた場合の取扱い(別紙4-2)」を参照。	7. (2) 備考欄

# 別紙等

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	別紙4-1	—	—	変更	「振替法第86条に基づく証明書の取扱い」	「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の取扱い」	—
2	別紙4-1	1	1	変更	<p>1. 概要 社債権者は、法的整理手続等における自己の権利の証明等を目的として、直近上位機関に対し、当該直近上位機関の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄について、「振替法第86条に基づく証明書」(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。 ただし、既に証明書の交付を受けた者であり、かつ、当該証明書を返還していない者については、同一の内容の証明書を、再度、請求することはできない。</p>	<p>1. 概要 加入者は、法的整理手続等における自己の権利の証明等を目的として、直近上位機関に対し、当該直近上位機関の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄について、「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書」(以下「証明書」という。)の交付を請求することができる。 ただし、既に「証明書」の交付を受けた者であり、かつ、当該「証明書」を返還していない者については、同一の内容の「証明書」を、再度、請求することはできない。</p>	1.
3	別紙4-1	1	1	追加	<p>※ 「振替法第86条に基づく証明書」の交付の請求ができる短期社債は、次に掲げるものとする。 ① 短期社債(振替法第66条1号) ② 短期投資法人債(同法第115条) ③ 相互会社の短期社債(同法第117条) ④ 特定短期社債(同法第118条) ※ 短期社債において、振替機関等が証明書を発行する場合はすべて、社債等に関する業務規程施行規則第29条の2第1項に規定する場合に該当する。</p>	—	1. 備考欄

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
4	別紙4-1	2	1	変更	<p>2. 機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の交付手続</p> <p>(1) 機構加入者による証明書の交付請求</p> <p>機構加入者は、機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄について、証明書の交付を請求する場合には、機構に対して、次に掲げる事項を記入した所定の請求書を提出し、証明書の交付請求を行う。</p> <p>・請求書の提出方法 Target保振サイト</p> <p>・請求書記載事項</p> <p>① 証明書の交付請求を行う機構加入者の名称及び住所 ② 証明書の交付請求の対象となる短期社債の銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ③ 証明書の請求の目的 ④ 証明書の交付請求の対象となる短期社債の銘柄のISINコード ⑤ 証明書の交付請求の対象となる短期社債の銘柄の金額 ⑥ 証明書の送付先 ⑦ その他必要な事項</p>	<p>2. 証明書の交付に係る手続</p> <p>(1) 機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の交付手続</p> <p>a 機構加入者による証明書の交付請求</p> <p>機構加入者は、機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄について、「証明書」の交付を請求する場合には、「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書請求書兼受領書」(以下「請求書」という。)に次に掲げる事項を記入したうえで、機構に対し、「証明書」の交付請求を行う。</p> <p>① 「証明書」の交付請求を行う機構加入者の名称及び住所 ② 「証明書」の交付請求の対象となる短期社債の銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ③ 「証明書」の交付請求の対象となる短期社債の銘柄のISINコード ④ 「証明書」の交付請求の対象となる短期社債の銘柄の金額 ⑤ 「証明書」の受領方法 ⑥ その他必要な事項</p>	2. (1)
5	別紙4-1	2	1	変更	<p>※ 機構加入者は、当該請求の対象となった短期社債の銘柄の金額について、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替の申請、抹消の申請及び償還金の受領を行うことはできない。</p> <p>※ 請求書は「振替法第86条に基づく証明書請求書兼受領書」(CP_04-5)を使用する。</p> <p>※ 機構は、原則として、毎営業日の午後3時までに受け付けた請求を当日分として、翌々営業日に証明書を発送する。</p> <p>※ ②について、機構加入者コード(7桁)を記入する。 ※ ⑤について、機構加入者は、短期社債の銘柄の全部又は一部の金額を指定し、証明書の交付を請求することができる。 ※ ⑥は、証明書の送付先の住所であり、機構に届出の住所と異なる住所とすることも可。</p>	<p>※ 「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書請求書兼受領書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP_04-5)をいう。</p> <p>※ 機構加入者は、Target保振サイト接続により、「請求書」を提出する。</p> <p>※ 「請求書」の受付時間は、機構の営業日の午前9時から午後5時までとする。午後5時以降の提出は、原則、翌営業日の受付扱いとする。</p> <p>※ ②について、機構加入者コード(7桁)を記入する。 ※ ④について、機構加入者は、短期社債の銘柄の全部又は一部の金額を指定し、「証明書」の交付を請求することができる。 ※ ⑤について、「証明書」の受領方法は、郵送又は窓口での受領により行う。</p>	2. (1) 備考欄

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
6	別紙4-1	2	2	変更	(2) 機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結 機構は、機構加入者から証明書の交付請求を受けた場合には、 機構の備える振替口座簿の自己口に記録された短期社債の銘柄 のうち、当該証明書の交付請求の対象となった短期社債の銘柄の 金額について、口座残高の凍結(振替及び抹消の停止措置をい う。以下別紙4-1において同じ。)を行う。	b 機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結 機構は、機構加入者から「証明書」の交付請求を受けた場合に は、原則、当該請求を受け付けた日の翌営業日の正午までに、機 構の備える振替口座簿の自己口に記録された短期社債の銘柄の うち、当該「証明書」の交付請求の対象となった短期社債の銘柄の 金額について、口座残高の凍結(振替及び抹消の停止措置をい う。以下同じ。)を行う。	2. (2)
7	別紙4-1	2	2	変更	※ 機構は、原則として、毎営業日の午後3時までに受け付けた請 求を当日分として、翌営業日の正午までに口座残高を凍結する。	※ 機構加入者は、当該請求の対象となった短期社債の銘柄の金 額について、3. (1)「機構の備える振替口座簿の自己口に記録さ れている短期社債の銘柄に係る証明書の返還手続」が完了するま での間、振替の申請、抹消の申請及び償還金の受領を行うことは できない。	2. (2) 備考欄
8	別紙4-1	2	2	変更	(3) 機構による証明書の交付 機構は、機構加入者から証明書の交付請求を受けた場合には、 次に掲げる事項を記載した証明書を交付する。  ① 証明書の交付請求を行った機構加入者の名称及び住所 ② 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード  ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄のISINコード  ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ 機構加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び⑤のう ち信託財産であるものの金額 ⑦ 対象銘柄に係る処分の制限に関する事項  ⑧ その他必要な事項	c 機構による証明書の交付 機構は、機構加入者から「証明書」の交付請求を受けた場合に は、次に掲げる事項を記載した「証明書」を、機構加入者がaの⑤ において、指定した受領方法により交付する。 ① 「証明書」の交付請求を行った機構加入者の名称及び住所 ② 「証明書」の交付請求の対象となった短期社債の銘柄が記録 されている口座の機構加入者コード ③ 「証明書」の交付請求の対象となった短期社債の銘柄の略称 ④ 「証明書」の交付請求の対象となった短期社債の銘柄のISIN コード ⑤ 「証明書」の交付請求の対象となった短期社債の銘柄の金額 ⑥ 機構加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び⑤のう ち信託財産であるものの金額 ⑦ 「証明書」の交付請求の対象となった短期社債の銘柄に係る 処分の制限に関する事項 ⑧ その他必要な事項	2. (3)
9	別紙4-1	2	2	変更	※ 機構は、原則として、当該請求を受け付けた日の翌々営業日 に、(1)⑥の証明書の送付先あてに証明書を発送する。  ※ 証明書の交付は、原則として、郵送により行う。	※ 機構は、当該請求を受け付けた日の翌々営業日の午前9時以 降に、「証明書」を発送又は交付する。 ※ ②については、機構加入者コード(7桁)を記載する。 ※ 郵送による交付の場合には、機構は、「請求書」に記載された 郵送先へ発送する。 ※ 窓口での交付の場合には、機構加入者は、Target保振サイ トにより、提出済の「請求書」を窓口へ持参し、当該請求書と引換え に、「証明書」を受領する。	2. (3) 備考欄

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
10	別紙4-1	2	3	変更	<p>(4)機構による発行者への通知  機構は、機構加入者に対し、証明書を交付した場合には、発行者(支払代理人が選任されている場合には、支払代理人。6.(2)を除く。以下別紙4-1において同じ。)に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付する。</p> <p>① 証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った旨  ② 証明書の交付に係る口座残高の凍結日  ③ 証明書の交付に係る口座残高の凍結処理を機構において管理するための番号(以下「凍結管理番号」という。)  ④ 対象銘柄の名称  ⑤ 対象銘柄のISINコード</p> <p>⑥ 対象銘柄の金額  ⑦ その他必要な事項</p>	<p>d 機構による発行者への通知  機構は、機構加入者に対し、「証明書」を交付した場合には、発行者(支払代理人が選任されている場合には、支払代理人。4.(4)を除く。以下同じ。)に対し、「証明書の交付又は返還に関する連絡票」(以下「連絡票」という。)の交付により、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 「証明書」の交付に係る口座残高の凍結を行った旨  ② 「証明書」の交付に係る口座残高の凍結日  ③ 「証明書」の交付に係る口座残高の凍結処理を機構において管理するための番号(以下「凍結管理番号」という。)  ④ 「証明書」の交付の対象となった短期社債の名称  ⑤ 「証明書」の交付の対象となった短期社債の銘柄のISINコード  ⑥ 「証明書」の交付の対象となった短期社債の銘柄の金額  ⑦ その他必要な事項</p>	2.(4)
11	別紙4-1	2	3	変更	<p>※ 機構は、発行者に対して、Target保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。  ※ 機構は、証明書の交付に係る口座残高の凍結日の翌営業日に左記の書面の交付を行う。  ※ Target保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から3か月とする。</p>	<p>※ 機構は、「連絡票」について、Target保振サイトの個社別通知により、発行者に対し、交付する。  ※ 機構は、「連絡票」の交付について、「証明書」の交付に係る口座残高の凍結日の翌営業日に行う。  ※ Target保振サイトの個社別通知における「連絡票」の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から2週間とする。</p>	2.(4) 備考欄
12	別紙4-1	3	3	追加	<p>3. 機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の交付手続  (1) 社債権者による証明書の交付請求  口座管理機関は、社債権者から短期社債の銘柄に係る証明書の交付請求を受けるにあたっては、当該社債権者から、次に掲げる事項を記入した請求書を受領する。</p> <p>① 証明書の交付請求を行う社債権者の氏名又は名称及び住所  ② 証明書の交付請求を行う社債権者に係る口座  ③ 証明書の請求の目的  ④ 証明書の交付請求の対象となる短期社債の銘柄の名称  ⑤ その他必要な事項</p>	—	3.(1)



項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
13	別紙4-1	3	4	追加	(2)社債権者の振替口座簿の口座残高の凍結 口座管理機関は、社債権者から証明書の交付請求を受けた場合には、社債権者の振替口座簿に記録された短期社債の銘柄のうち、当該証明書の交付請求の対象となった短期社債の銘柄の金額について、口座残高の凍結を行う。	—	3.(2)
14	別紙4-1	3	4	追加	※ 左記の取扱いは、振替法第86条第4項の規定(社債権者は、当該請求の対象となった短期社債の銘柄の金額について、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替又は抹消の申請を行うことはできない。)を担保するための取扱いである。	—	3.(2) 備考欄
15	別紙4-1	3	4	追加	(3)口座管理機関による証明書の交付 口座管理機関は、社債権者から証明書の交付請求を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付する。 ① 社債権者の氏名又は名称及び住所 ② 対象銘柄の名称 ③ ①の社債権者が保有する対象銘柄の金額 ④ ①の社債権者が信託の受託者であるときは、その旨及び③のうち信託財産であるものの金額 ⑤ 対象銘柄に係る処分の制限に関する事項 ⑥ その他必要な事項	—	3.(3)

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
16	別紙4-1	3	5	変更	<p>(4)直接口座管理機関による機構への通知  直接口座管理機関は、社債権者からの請求により証明書を交付した場合又は直近下位機関から証明書を交付した旨の通知を受けた場合には、直ちに、当該直接口座管理機関の備える振替口座簿の自己口又は顧客口に記録された短期社債の銘柄のうち、当該証明書の対象となった金額について、機構に対し、次に掲げる事項を記載した「証明書の交付又は返還に関する通知書」(以下「通知書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>① 証明書の交付に係る通知である旨  ② 対象銘柄の名称  ③ 対象銘柄のISINコード  ④ 対象銘柄の金額  ⑤ 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード  ⑥ その他必要な事項</p>	<p>(2)機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の交付手続  a 直接口座管理機関による機構への通知  直接口座管理機関は、その加入者からの請求により「証明書」を交付した場合又は直近下位機関から「証明書」を交付した旨の通知を受けた場合には、直ちに、当該直接口座管理機関の備える振替口座簿の自己口又は顧客口に記録された短期社債の銘柄のうち、当該「証明書」の対象となった金額について、機構に対し、「証明書の交付又は返還に関する通知書」(以下「通知書」という。)の提出により、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 「証明書」の交付に係る通知である旨  ② 「証明書」の交付の対象となった短期社債の名称  ③ 「証明書」の交付の対象となった短期社債の銘柄のISINコード  ④ 「証明書」の交付の対象となった短期社債の銘柄の金額  ⑤ 「証明書」の交付の対象となった短期社債の銘柄が記録されている口座の機構加入者コード  ⑥ その他必要な事項</p>	3. (4)
17	別紙4-1	3	5	変更	<p>※ 通知書は、「証明書の交付又は返還に関する通知書」(CP_04-6)を使用する。  ※ 直接口座管理機関は、Target保振サイト接続により、通知書を提出する。  ※ 証明書を交付した口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。  ※ ⑤について、機構加入者コード(7桁)を記入する。</p>	<p>※ 「証明書」を交付した口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。  ※ 「証明書の交付又は返還に関する通知書」は、機構ホームページに掲載の書式(CP_04-6)をいう。  ※ 直接口座管理機関は、Target保振サイト接続により、「通知書」を提出する。  ※ 「通知書」の受付時間は、機構の営業日の午前9時から午後4時までとする。午後4時以降の提出は、原則、翌営業日の受付扱いとする。  ※ ⑤について、機構加入者コード(7桁)を記入する。</p>	3. (4) 備考欄
18	別紙4-1	3	5	変更	<p>(5)機構の備える振替口座簿の顧客口に係る口座残高の凍結  機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受けた場合には、機構の備える振替口座簿の顧客口に記録された短期社債の銘柄のうち、当該通知書により、通知された金額に係る口座残高の凍結を行う。</p>	<p>b 機構の備える振替口座簿の顧客口に係る口座残高の凍結  機構は、直接口座管理機関から「通知書」の提出を受けた場合には、原則、「通知書」を受け付けた日の翌営業日の正午までに、機構の備える振替口座簿の顧客口に記録された短期社債の銘柄のうち、当該「通知書」により、通知された金額に係る口座残高の凍結を行う。</p>	3. (5)

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
19	別紙4-1	3	5	変更	※ 機構は、原則として、通知書の受領日の翌営業日の正午までに口座残高を凍結する。	※ 加入者は、当該「証明書」の対象となった短期社債の銘柄の金額について、3. (2)「機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の返還手続」が完了するまでの間、振替の申請、抹消の申請及び償還金の受領をすることはできない。	3. (5) 備考欄
20	別紙4-1	3	5	変更	(6) 機構による発行者への通知 機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受け、証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った場合には、発行者に対し、次の事項を記載した書面を交付する。  ① 証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った旨 ② 証明書の交付に係る口座残高の凍結日 ③ 証明書の交付に係る口座残高の凍結管理番号 ④ 対象銘柄の名称 ⑤ 対象銘柄のISINコード ⑥ 対象銘柄の金額 ⑦ その他必要な事項	c 機構による発行者への通知 機構は、直接口座管理機関から「通知書」の提出を受け、「証明書」の交付に係る口座残高の凍結を行った場合には、発行者に対し、「連絡票」の交付により、次に掲げる事項を通知する。  ① 「証明書」の交付に係る口座残高の凍結を行った旨 ② 「証明書」の交付に係る口座残高の凍結日 ③ 「証明書」の交付に係る口座残高の凍結管理番号 ④ 「通知書」の対象となった短期社債の名称 ⑤ 「通知書」の対象となった短期社債の銘柄のISINコード ⑥ 「通知書」の対象となった短期社債の銘柄の金額 ⑦ その他必要な事項	3. (6)
21	別紙4-1	3	5	変更	※ 機構は、発行者に対して、Target保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。 ※ 機構は、証明書の交付に係る口座残高の凍結日の翌営業日に左記の書面の交付を行う。 ※ Target保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から3か月とする。	※ 機構は、「連絡票」について、Target保振サイトの個社別通知により発行者に交付する。 ※ 機構は、「連絡票」の交付について、「証明書」の交付に係る口座残高の凍結日の翌営業日に行う。 ※ Target保振サイトの個社別通知における「連絡票」の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から2週間とする。	3. (6) 備考欄
22	別紙4-1	4	6	変更	4. 機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の返還手続 (1) 機構加入者による証明書の返還 機構加入者は、2. (3) 機構による証明書の交付において、機構が交付した証明書について、使用を終えた場合には、機構に対して、速やかに返還する。	3. 証明書の返還に係る手続 (1) 機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の返還手続 a 機構加入者による証明書の返還 機構加入者は、2. (1) c 「機構による証明書の交付」において、機構が交付した「証明書」を機構に対し、返還する。	4. (1)

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
23	別紙4-1	4	6	変更	※ 機構への証明書の返還は、郵送により行う。	※ 機構加入者は、「証明書」の使用を終えた場合には、速やかに機構に対し、「証明書」を返還するものとする。 ※ 機構への「証明書」の返還は、郵送又は窓口への持参により行う。 ※ 当該返還の受付時間は、機構の営業日の午前9時から午後5時までとする。	4. (1) 備考欄
24	別紙4-1	4	6	変更	(2)機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結解除 機構は、機構加入者から証明書が返還された場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。	b 機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結解除 機構は、機構加入者から「証明書」が返還された場合には、原則、返還を受け付けた日の翌営業日の正午までに、「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。	4. (2)
25	別紙4-1	4	6	変更	※ 機構は、原則として、証明書の返還日の翌営業日の正午までに証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。	※ 機構は、午前10時までに窓口にて「証明書」の返還を受けた場合には、原則、「証明書」の返還日当日の午後5時までに「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。	4. (2) 備考欄
26	別紙4-1	4	6	変更	(3)機構による発行者への通知 機構は、機構加入者から証明書の返還を受けた場合には、発行者に対し、次の事項を記載した書面を交付する。  ① 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った旨 ② 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日 ③ 証明書の交付に係る口座残高の凍結管理番号 ④ 対象銘柄の名称 ⑤ 対象銘柄のISINコード ⑥ 対象銘柄の金額 ⑦ その他必要な事項	c 機構による発行者への通知 機構は、機構加入者から「証明書」の返還を受けた場合には、発行者に対し、「連絡票」の交付により、次に掲げる事項を通知する。  ① 「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った旨 ② 「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除日 ③ 「証明書」の交付に係る口座残高の凍結管理番号 ④ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄名 ⑤ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄のISINコード ⑥ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄の金額 ⑦ その他必要な事項	4. (3)
27	別紙4-1	4	6	変更	※ 機構は、発行者に対して、Target保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。 ※ 機構は、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日の翌営業日に左記の書面の交付を行う。 ※ Target保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座凍結の解除日の翌営業日から3か月とする。 ※ ④～⑥については、2. (4)機構による発行者への通知において通知した③の凍結管理番号を記載することにより、通知したものとして取り扱い、記載を省略する。	※ 機構は、「連絡票」について、Target保振サイトの個社別通知により、発行者に対し、交付する。 ※ 機構は、「連絡票」の交付について、「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除日の翌営業日に行う。 ※ Target保振サイトの個社別通知における「連絡票」の掲載期間は、口座凍結の解除日の翌営業日から2週間とする。 ※ ④～⑥については、2. (1)d「機構による発行者への通知」において、通知した③の凍結管理番号を記載することにより、通知したものとして取り扱い、記載を省略する。	4. (3) 備考欄

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
28	別紙4-1	5	7	追加	5. 機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の返還手続 (1)社債権者による証明書の返還 口座管理機関は、社債権者に対して、社債権者が証明書の使用を終えた場合には、速やかに証明書を返還するように促す。	—	5. (1)
29	別紙4-1	5	7	追加	※ 証明書が口座管理機関に返還されないと、口座管理機関が証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行うことができないため、発行者は社債権者に対して速やかに証明書を返還する。	—	5. (1) 備考欄
30	別紙4-1	5	7	追加	(2)社債権者の振替口座簿の口座残高の凍結解除 口座管理機関は、社債権者から証明書の返還を受けた場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。	—	5. (2)
31	別紙4-1	5	7	追加	※ 口座管理機関は、社債権者から証明書の返還がされない場合には、必要に応じて、社債権者に対して当該証明書の返還を督促する。	—	5. (2) 備考欄
32	別紙4-1	5	8	変更	(3)直接口座管理機関による機構への通知 直接口座管理機関は、社債権者から証明書が返還された場合又は直近下位機関から証明書が返還された旨の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、通知書の提出により、次に掲げる事項を通知しなければならない。  ① 証明書の返還に係る通知である旨 ② 対象銘柄の名称 ③ 対象銘柄のISINコード ④ 対象銘柄の金額 ⑤ 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード  ⑥ その他必要な事項	(2)機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の返還手続 a 直接口座管理機関による機構への通知 直接口座管理機関は、その加入者から「証明書」が返還された場合又は直近下位機関から「証明書」が返還された旨の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、「通知書」の提出により、次に掲げる事項を通知しなければならない。  ① 「証明書」の返還に係る通知である旨 ② 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄名 ③ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄のISINコード ④ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄の金額 ⑤ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ⑥ その他必要な事項	5. (3)

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
33	別紙4-1	5	8	変更	<p>※ 直接口座管理機関は、Target保振サイト接続により、通知書を提出する。</p> <p>※ 証明書の返還を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ ④について、複数の証明書の交付に係る通知書の金額を合計して、証明書の返還に係る通知書を提出することはできない。証明書の返還に係る通知書を提出する場合には、3.(4)直接口座管理機関による機構への通知において、機構に提出した通知書単位で提出しなければならない。</p> <p>※ ⑤については、機構加入者コード(7桁)を通知する。</p>	<p>※ 直接口座管理機関は、Target保振サイト接続により、「通知書」を提出する。</p> <p>※ 「証明書」の返還を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ ④について、複数の「証明書」の交付に係る「通知書」の金額を合計して、「証明書」の返還に係る「通知書」を提出することはできない。「証明書」の返還に係る「通知書」を提出する場合には、2.(2)a「直接口座管理機関による機構への通知」において、機構に提出した「通知書」単位で提出しなければならない。</p> <p>※ ⑤については、機構加入者コード(7桁)を通知する。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者が「証明書」の使用を終えた場合には、速やかに加入者に対し、「証明書」を返還するように促すものとする。</p>	5.(3)備考欄
34	別紙4-1	5	8	変更	<p>(4)機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている短期社債の銘柄に係る口座残高の凍結解除 機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受けた場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p>	<p>b 機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている短期社債の銘柄に係る口座残高の凍結解除 機構は、直接口座管理機関から「通知書」の提出を受けた場合には、原則、「通知書」を受け付けた日の翌営業日の正午までに、「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p>	5.(4)
35	別紙4-1	5	8	変更	<p>※ 機構は、原則として、通知書の受領日の翌営業日の正午までに、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p>	<p>※ 機構は、午前10時までに「通知書」の提出を受けた場合には、原則、「通知書」を受け付けた日の当日の午後5時までに、「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p>	5.(4)備考欄
36	別紙4-1	5	9	変更	<p>(5)機構による発行者への通知 機構は、直接口座管理機関からの通知により、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った場合には、発行者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を通知する。</p> <p>① 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った旨 ② 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日 ③ 証明書の交付に係る口座残高の凍結管理番号 ④ 対象銘柄の名称 ⑤ 対象銘柄のISINコード ⑥ 対象銘柄の金額 ⑦ その他必要な事項</p>	<p>c 機構による発行者への通知 機構は、直接口座管理機関からの通知により、「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った場合には、発行者に対し、「連絡票」の交付により、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った旨 ② 「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除日 ③ 「証明書」の交付に係る口座残高の凍結管理番号 ④ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄名 ⑤ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄のISINコード ⑥ 「証明書」の返還の対象となった短期社債の銘柄の金額 ⑦ その他必要な事項</p>	5.(5)

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
37	別紙4-1	5	9	変更	<p>※ 機構は、発行者に対して、Target保振サイトの個別通知により、左記の書面を交付する。</p> <p>※ 機構は、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日の翌営業日に左記の書面を交付する。</p> <p>※ Target保振サイトの個別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結の解除日の翌営業日から3か月とする。</p> <p>※ ④～⑥については、3. (6)機構による発行者への通知において通知した③の凍結管理番号を記載することにより、通知したものとして取り扱い、記載を省略する。</p>	<p>※ 機構は、「連絡票」について、Target保振サイトの個別通知により、発行者に交付する。</p> <p>※ 機構は、「連絡票」の交付について、「証明書」の返還に係る口座残高の凍結の解除日の翌営業日に行う。</p> <p>※ Target保振サイトの個別通知における「連絡票」の掲載期間は、口座残高の凍結の解除日の翌営業日から2週間とする。</p> <p>※ ④～⑥については、2. (2)c「機構による発行者への通知」において、通知した③の凍結管理番号を記載することにより、通知したものとして取り扱い、記載を省略する。</p>	5. (5)備考欄
38	別紙4-1	6	9	変更	<p>6. 証明書の再交付手続</p> <p>(1) 証明書の再交付 機構は、2. (3)機構による証明書の交付において、証明書を交付した機構加入者から証明書の紛失による証明書の再交付請求を受けた場合には、交付手続と同様の手続により、証明書を再交付する。</p>	<p>4. 社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の再交付手続</p> <p>(1) 機構加入者による証明書の再交付請求</p> <p>2. (1)c「機構による証明書の交付」において「証明書」の交付を受けた機構加入者は、当該「証明書」を紛失した場合には、「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の紛失に伴う再交付請求書兼受領書」(以下「再交付請求書」という。)に次に掲げる事項を記載したうえで、機構に対し、「証明書」の再交付請求を行う。</p> <p>① 「証明書」の再交付請求を行う機構加入者の名称及び住所</p> <p>② 紛失した「証明書」の交付日</p> <p>③ 「証明書」の再交付請求の対象となる短期社債の銘柄の銘柄名</p> <p>④ 「証明書」の再交付請求の対象となる短期社債の銘柄のISINコード</p> <p>⑤ 「証明書」の再交付請求の対象となる短期社債の銘柄の金額</p> <p>⑥ 「証明書」の再交付請求の対象となる短期社債の銘柄が記録されている口座の機構加入者コード</p> <p>⑦ 紛失した「証明書」の証明日</p> <p>⑧ 紛失した「証明書」の凍結管理番号</p> <p>⑨ 再交付される「証明書」の受領方法</p> <p>⑩ その他必要な事項</p>	6. (1)

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
39	別紙4-1	6	9	変更	<p>※ 機構加入者は、機構に対して<u>証明書の再交付請求をする場合には、その旨機構に連絡を行う。</u></p> <p>※ 機構加入者が再交付請求を行う場合、請求書は「振替法第86条に基づく<u>証明書の紛失に伴う再交付請求書兼受領書</u>」(CP 04-7)を使用する。</p> <p>※ 機構は、機構加入者に対して<u>証明書を再交付する場合には、再度、証明書交付に係る手数料を課金する。</u></p> <p>※ 口座管理機関が、3. (3)口座管理機関における<u>証明書の交付において、証明書を交付した社債権者から証明書の紛失による証明書の再交付請求を受けた場合には、機構と同様の手続により、証明書を再交付することが想定される。</u></p>	<p>※ 「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく<u>証明書の紛失に伴う再交付請求書兼受領書</u>」は、機構ホームページに掲載の書式(CP 04-7)をいう。</p> <p>※ 「再交付請求書」の提出に際しては、機構に対し、事前連絡を行うものとする。</p> <p>※ 機構加入者は、Target保振サイト接続により、「再交付請求書」を提出する。</p> <p>※ 「再交付請求書」の受付時間は、機構の営業日の午前9時から午後5時までとする。午後5時以降の提出は、原則、翌営業日の受付扱いとする。</p> <p>※ 機構は、証明書の再交付を受けた機構加入者に対し、再度、「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく<u>証明書交付手数料</u>」を課金する。</p> <p>※ ⑥について、機構加入者コード(7桁)を記入する。</p> <p>※ ⑧について、「証明書」に添付されている凍結口座処理明細表に記載された凍結管理番号を記入する。</p> <p>※ ⑨について、「証明書」の受領方法は、郵送又は窓口での受領により行う。</p>	6. (1)備考欄
40	別紙4-1	6	9	削除	—	<p>(2)機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結解除及び凍結</p> <p>機構は、(1)において、機構加入者から「証明書」の再交付請求を受けた場合には、原則、当該請求を受け付けた日の翌営業日の正午までに、2. (1)c「機構による証明書の交付」において当該機構加入者に交付した「証明書」に係る口座残高の凍結の解除を行うことにより、当該「証明書」を失効させ、新たな凍結管理番号を付番し、「再交付請求書」の対象となった短期社債の銘柄の金額について、口座残高の凍結を行う。</p>	—
41	別紙4-1	6	9	削除	—	<p>※ 機構加入者は、当該請求の対象となった短期社債の銘柄の金額について、3. (1)「機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている短期社債の銘柄に係る証明書の返還手続」が完了するまでの間、振替の申請、抹消の申請及び償還金の受領を行うことはできない。</p>	—



項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
42	別紙4-1	6	9	削除	—	(3)機構による証明書の再交付 機構は、(1)において、機構加入者から「証明書」の再交付請求を受けた場合には、2.(1)c「機構による証明書の交付」に掲げる事項を記載した「証明書」を、機構加入者が(1)の⑨において、指定した受領方法により再交付する。	—
43	別紙4-1	6	9	削除	—	※ 機構は、原則、当該請求を受け付けた日の翌々営業日の午前9時以降に、「証明書」を発送又は交付する。 ※ 郵送による交付の場合には、機構は、「再交付請求書」に記載された郵送先へ発送する。 ※ 窓口での交付の場合には、機構加入者は、Target保振サイトにより、(1)「機構加入者による証明書の再交付請求」において提出済の「再交付請求書」を窓口へ持参し、当該「再交付請求書」と引換えに、「証明書」を受領する。	—
44	別紙4-1	6	10	変更	(2)証明書を再交付した旨の通知 機構は、(1)において、証明書を再交付した場合には、発行者に対し、社債権者が証明書を紛失したことにより証明書の再交付を行った旨を連絡する。当該連絡の際には、紛失した証明書及び再交付した証明書を特定するため、以下の事項を連絡する。  ① 証明書の対象となった短期社債の銘柄の名称 ② 対象銘柄のISINコード ③ 対象銘柄の金額  ④ 失効した証明書及び再交付した証明書の交付日  ⑤ その他失効した証明書及び再交付した証明書を特定する事項	(4)機構による発行者への通知 機構は、(3)において、機構加入者に対し、「証明書」を再交付した場合には、発行者に対し、「社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の紛失に伴う再交付に関する連絡票」(以下「再交付連絡票」という。)の交付により、次に掲げる事項を通知する。  ① 「証明書」の対象となった短期社債の銘柄の銘柄名 ② 「証明書」の交付の対象となった短期社債の銘柄のISINコード ③ 「証明書」の交付の対象となった短期社債の銘柄の金額 ④ 「証明書」の証明日 ⑤ 失効となった「証明書」の交付日 ⑥ 失効となった「証明書」の凍結管理番号 ⑦ 再交付された「証明書」の交付日 ⑧ 再交付された「証明書」の凍結管理番号	6.(2)
45	別紙4-1	6	10	変更	※ 口座管理機関が、証明書を再交付した場合には、機構と同様の手続により、社債権者が証明書を紛失したことにより証明書の再交付を行った旨を連絡する。 ※ 口座管理機関が⑤として、社債権者の氏名及び住所を連絡する場合には、証明書の提出先に社債権者の個人情報を通知することについて、あらかじめ社債権者から同意を得る必要がある。	※ 機構は、「再交付連絡票」について、原則、口座残高の凍結日の翌営業日に、発行者が、Target保振サイト接続が可能である場合には同サイトの個別別通知により、同サイト接続が可能でない場合には電子メールにより、それぞれ通知する。 ※ Target保振サイトの個別別通知における「再交付連絡票」の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から2週間とする。	6.(2) 備考欄

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
46	別紙4-1	—	11	追加	「【事務フロー図】」を追加	—	—